

調査ご協力をお願い

研究名：鳥取県立総合療育センターにおける初診患者の後方視的検討

鳥取県立総合療育センター倫理委員会 第202400261680号（承認日：令和7年1月23日）

研究実施期間：倫理委員会承認日から2026年3月まで

対象者：2019年4月から2024年3月に当センターを初診受診した0歳から19歳未満の方

研究の目的

当センターにおける外来診療の特徴を明らかにし、地域における神経発達症の適切な診療と連携システムは何かを検討することを目的に診療録を基にした後方視的研究です。発達障害の診療現場が逼迫している状況が全国的に認められ鳥取県も例外ではありません。神経発達症診療における3次療育機関である当センターの役割と地域との連携のありかた、医療と教育機関とのより良い連携のありかたについて、現状を明らかにし、今後の課題を検討・分析することが目的の研究です。

利用する情報

本研究は後ろ向き研究で、期間中に当センターに当センターを初診受診した0歳から19歳未満の方について基本的に診療録に基づいて情報を収集します。主訴、年齢、性別、暫定診断名、健診受診率、初診時の紹介元、初診時点での児童発達支援等の利用の有無、学校からの情報提供や診療への同席の有無に関する情報を収集します。情報は匿名化して収集します。

※個人が特定できる情報は研究には利用しません。研究上データにも残りませんので本研究から個人情報が流出することはありません。研究の成果を公表するときにおいても個人情報が流出する可能性は低く、危険や不利益は生じません。

研究実施施設及び責任者

施設名称：鳥取県立総合療育センター

研究代表者：坂田 晋史 鳥取県立総合療育センター 医務部

共同研究者：佐伯 有祐 鳥取県立総合療育センター 医務部

飯塚 俊之 鳥取県立総合療育センター 医務部

研究への利用を停止する場合

得られた情報の研究への利用をいつでも利用停止することができます。患者さん及びご家族が研究に不参加を申し出た場合でも不利益を生じることはありません。申し出をされる場合は以下の連絡先までお問い合わせください。

その他

本研究に関係する研究者は「ヘルシンキ宣言」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に従い本研究を実施します。

連絡先：鳥取県立総合療育センター

鳥取県米子市上福原7丁目13-3

0859-38-2155

医務部 坂田 晋史、佐伯 有祐